

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号

直送済

損害賠償請求事件

原告 原告1外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(2)
(民法709条に基づく損害賠償請求について)

平成27年2月25日

大阪地方裁判所 第22民事部合議3係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



原告らは、本件訴訟において、被告東京電力に対する請求の根拠として、原賠法3条1項のみならず民法709条に基づく一般不法行為責任をも主張している（訴状42～43頁）。

この点については、既に答弁書の32～34頁において述べたとおりであるが、本準備書面においては、原賠法2条2項に定める「原子力損害」の賠償責任について、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、原告らは被告東京電力に対して民法709条に基づく損害賠償請求をすることができないことを改めて明らかにするとともに、関連する原告らの主張に対して必要な範囲で反論するものである。

なお、被告東京電力答弁書において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても同様の意味を有する。

第1 民法709条の適用がないこと

1 総論

原賠法は、無過失責任を定めているという点で民法709条の過失責任原則に対する特則であるというにとどまらず、被害者保護と並んで、原子力事業の健全な発達という目的をも有することから（1条）、原子力事業者への責任集中（3条2項及び4条）、求償権行使の制限（5条）、損害賠償措置義務の法定（6条）、政府による援助（16条1項）等の規定を置くことによって、原子力損害の賠償に関して、それ自体で完結した賠償制度を構築しているものであり、原子力損害については民法709条の責任要件の規定は適用されないと解される。

以下、この点について原賠法の制度・条文に即して述べることとする。

2 原賠法に基づく原子力損害賠償制度のしくみ

原賠法に基づく原子力損害賠償制度は、民法に基づく不法行為責任に係る特

則として、我が国の民事損害賠償制度の中にあって独特な内容及び位置付けを有する。

以下、原賠法の規定の全体像を概観する。なお、条文は断りのない限り原賠法の条文を指す。

(1) 目的

原賠法は、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする」と定めている（1条）。

(2) 「原子炉の運転等」と「原子力損害」

原賠法において損害賠償の対象となるのは、「原子炉の運転等により生じた原子力損害」である（1条）。

「原子炉の運転等」とは、原賠法2条1項にその定義があり、原子炉の運転、加工、再処理等を指す。

「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう」ものとされている（2条2項）。

(3) 原子力損害賠償責任について

原賠法は、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を規定するとともに（3条1項）、賠償責任を原子力事業者に集中し（3条2項及び4条）、さらに第三者への求償権の行使を制限している（5条）。

ア 無過失責任（3条1項）

原賠法3条1項は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」として、原子炉の運転等と原子力損害の発生との間に相当因果関係があれば、原子力事業者の故意・過失等の責任発生要件を一切問わず（但書の場合を除く。）、被害者保護の観点から、原子力事業者が当該原子力損害の賠償責任を負うものとして、原子力事業者の無過失責任を規定している。

イ 責任の集中（3条及び4条1項）

その上でさらに、原賠法4条1項は、「前条の場合においては、同条（原賠法3条）の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、原子力損害について賠償責任を負うのは原賠法3条による損害賠償責任を負う原子力事業者に限られるものとし、原子力損害に係る賠償責任を原子力事業者に集中する一方で（＝原子力事業者への責任集中）、それ以外の者は損害賠償義務を負わないもの（＝法律上の責任免除）とされている（以上、3条及び4条1項）。

これは、原子力損害の発生につき原因を与えている他の者が民法又はその他の法律に基づいて責任を有すると解される場合においては、これらの者もまた賠償責任を有するものとみなされる余地があるため、その他の者は一切責任を負わないことを特に法令上明確にしたものである（乙A1・59頁）。

かかる責任集中によって、被害者は賠償請求の相手方を容易に認識することができる。他方、賠償義務者とされる原子力事業者においては、あら

かじめ責任保険の付保等の損害賠償措置を講ずることが要求されることにより賠償資力の確保が図られることとなる。また、原子力事業者と取引関係に立つ者にとっても、原子力事業者と安定的に取引関係を行うことが可能となり、被害者保護及び原子力事業の健全な発達に資することを狙いとするものである。

ウ 求償権の制限（5条）

原賠法は、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、原子力事業者以外の第三者が原子力損害の発生に関与している場合において、当該第三者に故意がある場合に限って求償することができるものとしている。

これは、原子力関連の事業者において、原子力事故により原子力事業者が賠償義務を負う場合に、多額の求償権を行使されるおそれが生じるとなると、安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力事業の健全な発達を図ることを目的として定められたものである。

（4）損害賠償措置について

ア 原賠法6条は、「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」と規定し、原子力事業者に対して、原賠法3条により課せられている無過失責任を資金的に担保するための措置を予め講じることがを強制している。

具体的には、原子力事業者は、原則として、以下の3つの損害賠償措置の中から任意の一つを選択して、措置を講じなければ、原子炉の運転等をしてはならないものとされ（6条及び7条）、違反に対しては刑罰が科せ

られる（24条）。

（i）原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、原子力事業者が賠償することにより生ずる損失をうめることを目的とする原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結であって、1200億円又は政令で定める金額（以下「賠償措置額」という。なお、原賠法施行令2条1号により、熱出力が1万キロワットを超える原子炉（本件原発はこれに該当する。）の運転については1200億円とされている。）を賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの

（ii）現金又は有価証券の供託であって、賠償措置額を賠償に充てることのできるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの

（iii）上記（i）又は（ii）に相当する措置であって文部科学大臣の承認を受けたもの

なお、上記（i）のうちの原子力損害賠償責任保険契約は、民間が引き受ける責任保険契約であり、民間保険によっては担保がなされない地震・津波等の事由に基づく原子力損害を原子力事業者が賠償することによって生ずる損失については、政府と原子力事業者の間の原子力損害賠償補償契約に基づいて別途政府により補償される（原子力損害賠償補償契約に関する法律2条及び3条。原子力事業者は、補償料を毎年納付する。なお、本件地震・津波による原子力損害について民間保険（原子力損害賠償責任保険契約）では免責となり、政府との原子力損害賠償補償契約に基づいて上限である1200億円まで補償がなされている。）。

イ また、原子力損害賠償責任保険契約における保険金が被害者に確実に渡ることを担保するため、原賠法9条は、被害者が損害賠償請求権に関して、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利

(先取特権)を有するものと規定している。

これは、原子力損害賠償補償契約における補償金についても準用されており(11条)、さらに、同一の趣旨から、被害者に供託物還付請求権が与えられている(13条)。

(5) 政府による援助について

原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定し、原子力損害が賠償措置額を超えることとなった場合、必要に応じて政府が援助措置を行うものとしている。

これによって、最終的には政府援助が担保され、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することが予定されている。

(6) まとめ

以上のとおりであり、原賠法は、同法の「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの大きな目的を達成するために、民法の不法行為法の特別法として、

- ① 賠償責任の厳格化(原子力事業者の無過失責任)と賠償責任の原子力事業者への集中(原子力事業者以外の者の責任免除)
 - ② 責任集中主体である原子力事業者に対する損害賠償措置を講ずべき義務の法定
 - ③ 賠償措置額を超える賠償履行に対する国の援助その他の措置
- といういずれも民法上の不法行為には見られない特異な3つの制度を柱とし

てその基本的な賠償制度を定めているものである。

- 3 民法709条に基づく「原子力損害」の賠償請求は許されないことについて原告らは、民法709条に基づく請求が原賠法の目的に矛盾抵触しないと主張する（原告準備書面5の8～12頁）。

しかしながら、上記2のような原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系を踏まえれば、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して、単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではなく、被害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原子力利用に伴う原子力損害に関して、原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限、損害賠償措置の強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として立法されているものであり、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解されるのである。

以下、この点についてやや詳しく述べる。

(1) 法体系に基づく解釈

上記で見たとおりの原賠法の規定内容及び体系に照らして、原賠法は民法709条に基づく「原子力損害」の賠償を想定していないことが明らかである。具体的には、以下のとおりである。

ア 原賠法は「原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度」を定めるものとされている（1条）。

イ 原賠法は「原子炉の運転等」により「原子力損害」が生じた場合における「原子力事業者」の責任について、それぞれの法令上の定義が重なり合った場合に限定的に適用される、不法行為法の特則を定めたものである。

ウ 原賠法4条1項(責任の集中)は、「前条の場合においては、同条(原賠法3条)の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、原子力事業者以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明確に排除している。

エ 他方、原賠法4条1項は、責任集中がなされる主体について「前条の場合においては、同条(原賠法3条)の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者」と規定して、賠償責任主体を原子力事業者に集中させるとともに、原子力事業者の賠償責任発生の根拠規定を同法3条に限定しているのであり、かつ、それ以外の者の責任免除を行うことにより、原賠法のみによって完結する特別の賠償制度を創設している。

オ 原賠法8条及び10条において、原子力損害賠償責任保険契約による保険金及び原子力損害賠償補償契約による補償金が支払われる場合として、「原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において」との規定があるところ、かかる規定は、原賠法に基づいて締結が求められる上記の2つの契約に基づく保険金又は補償金の支払いがなされるのは、原賠法に基づいて賠償責任を負担した場合であることを前提としていることが明らかである。

カ 原賠法は、原子力事業者に事前の段階で損害賠償措置義務を課すとともに、事故時には無過失責任として、民法709条に基づく責任要件を不要とするものであり、一般不法行為に比して格段に厚い被害者保護が図られる特則となっており、民法709条を大きく修正した、完結した別個・特別の賠償制度として定められている。

キ 仮に、原子力事業者が、原子炉の運転等による原子力損害について民法709条に基づく損害賠償責任を負うとすれば、原賠法ではなく民法上の規律に従うこととなる結果として、原子力事業者は第三者に対する求償権

の制限を受けず、軽過失に止まる関連事業者等の第三者に対しても求償権を行使し得ることとなり、また、原賠法の体系下で慎重に用意されている賠償金の補てんとしての保険金や補償金の支払いや政府による援助も得られないとの解釈が成り立ち得るが、このような帰結は、原賠法に基づく賠償制度の全体と全く整合しないばかりか、原子力損害賠償制度の趣旨を明らかに没却する。

原賠法は、被害者保護のみならず、原子力事業の健全な発達をも立法目的としている点で、民法上の不法行為と異なる性格を有するものであり（1条）、そのような目的を達成するための損害賠償制度の体系として完結している。

以上を踏まえれば、我が国の法体系上、原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償に関しては、原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系の下で、無過失責任だけではなく、責任集中や損害賠償措置義務の制度、さらには政府による援助など、同法により定められた一体としての原子力損害賠償制度の下で賠償が進められることによって、被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資するものとされているのであり、同法の適用範囲において、責任原因規定としての民法709条の適用は排除されると解されるのである。

なお、原告らにおいて民法709条に基づく請求が許されないとしても、原賠法に基づいて原子力事業者の無過失責任を追及することができるから、何らの不利益はなく、民法709条に基づく請求を許容すべき実益自体も全く存しない。

（2）裁判例

これまでの裁判例上も、原子力損害については、民法709条の適用は排除されるとの結論で一致している。

- ① 水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁は、本件と同様、原賠法及び民法709条の適用関係が問題となった事案において、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない」と判示している（なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。）。
- ② 東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案において、「原告が被告の「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はな」と判示している。また、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。

(3) 行政解釈

科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」（乙A1・52頁）においても、「第二章（引用者注：3条ないし5条）は、民法の損害賠償に関する規定の特例でもある。その範囲において民法の規定は適用を排除されるが、損害賠償に関する規定であっても責任発生の要件等に関する規定以外のものは、原子力損害賠償責任に対してもなお適用がある。具体的には、民法第四一五条（債務不履行の要件）及び第七〇九条から第七二四条までの不法行為に関する規定のうち、第七〇九条（不法行為の要件）、第七一五条（使

- 用者の責任), 第七一六条(注文者の責任)及び第七一七条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)が本章の規定によって排除される」と明記されており, 行政解釈としても, 原子力損害については民法709条の適用は排除される旨が明らかにされている。

(4) まとめ

以上のとおりであり, 原賠法の趣旨及び目的, 並びにその仕組みを前提にすると, 原賠法は, 原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償責任については, 同法において完結する民法の特別法としての特別の損害賠償制度を構築したものであり, 原子力損害の賠償責任については, 民法709条は適用されない。

したがって, 民法709条に基づく原告らの主張(主位的請求)はその余の点を判断するまでもなく, すべて失当である。

4 原告らの主張に対する反論

原告らは, 被告東京電力に過失責任が存在することを明らかにすることは, 損害の補填に加えて将来の不法行為を抑止することを制度趣旨とした民法709条の理念に合致すると主張している(訴状43頁)。

しかしながら, 被告東京電力が, 本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても, 本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う大津波又は同程度の地震及び津波が発生することが予見できなかったことなどは既に答弁書において述べたとおりである。また, その点を措くとしても, 将来の不法行為を抑止すること自体は, 本件訴訟において原告らが求めている民事損害賠償請求の目的でないことは明らかであり, 本件訴訟においては, 原賠法3条1項に基づく被告東京電力の賠償責任の成否こそが審理の対象であり, かつそれに尽きるのである。

したがって、原告らの上記主張は、被告東京電力の故意・過失を審理する必要性を何ら基礎付けるものではなく、理由がないものである。

第2 訴訟法的観点からも故意・過失の審理は不要であること

また、訴訟法的な観点からみた場合においても、原賠法3条1項の要件事実と原子力損害に係る民法709条の要件事実とは、故意・過失の有無を除いて完全に重なり合い、後者は前者を包含する関係にあるから、民法709条の要件事実には原賠法3条1項の要件事実を包摂している（いわゆる「A+B」の関係にある。）。

このような場合、原賠法3条1項の要件事実についての主張がなされることによって同条項に基づく原子力事業者の損害賠償義務が認められることとなるから、これに加えて、故意・過失の有無を審理するまでもなく、原告らの目的とする法律効果は得られるものであるから、結局のところ、民法709条に係る故意または過失という責任要件の主張については、実質的に過剰な主張であることとなる。

したがって、このような訴訟法的観点からも故意・過失の有無を審理する必要はないというべきである。

なお、原告らは、被告国に対する責任追及をするために被告東京電力の過失責任を立証することが必要であると主張しているが（訴状42頁）、国賠法の要件に被告東京電力の過失が含まれないことは言うまでもない。

第3 損害論の観点からも故意・過失の審理は不要であること

原告らは、本件事故が被告東京電力の重大な過失に基づく人災であると主張するとともに、被告東京電力の過失行為の態様は、原告らの精神的苦痛の大きさに影響し、慰謝料の増額要素となりうることから、その態様を明らかにする必要があると主張している（訴状42～43頁）。また、原告らは、学説等に

において慰謝料の算定にあたって加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌することは許されるという考え方が有力であると考えられると主張するとともに、民事訴訟法248条においては、損害の性質上、その額を立証することが困難な場合には裁判所は「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を算定することができる。」旨定めていることなどから、損害額、慰謝料を算定するにあたって斟酌する事実として、被告東京電力の故意・過失の種類及び程度について審理すべきことは明らかであると主張する（原告準備書面5の12～13頁）。

しかしながら、以下で述べるとおり、本事案においては、原告らの請求する精神的損害の賠償額の審理に当たって、本件事故の発生に関する被告東京電力の過失の有無を審理する必要は実質的にない。

すなわち、

- ① 慰謝料の本質については、判例及び通説的見解において、被害者の損害の填補としての賠償の性質を有するものと解されており、被害者がどのような被害を受けたのかという点に着目して、非財産的損害としてこれを填補するものであると解されている。
- ② 一般論として、慰謝料額の算定に当たって、加害の動機や態様等の加害者側の事情（最判昭和40年2月5日民集77巻321頁参照）が参酌されることがあり得ることについては争うものではないが、本件事故の原因となった本件地震及び本件津波については、我が国における地震に関する専門機関である文部科学省地震調査研究推進本部においても「想定外であった」としており（乙B1）、中央防災会議においても「想定をはるかに超えた大きな地震・津波」としている（乙B2）。

このように、本件事故は専門機関においてすら予想・予見できなかった自然

事象（天災地変）に起因して生じたものであることは周知のとおりであり、解釈論上、原賠法3条1項但書の適用の有無自体が争点となり得る程度の災害であったことを踏まえれば、被告東京電力が、専門機関においてすら予見していなかったかかる巨大地震・巨大津波の発生の可能性について客観的な根拠に基づいて本件事故前に予見し得た又は予見していたということができないことは明らかである。

被告東京電力としては、上記を踏まえ、本件事故によって被害者の方が受けた精神的損害については、原賠法に基づき、被害の客観的な状況・程度に基づいて合理的に算定されるべきものであると考えており、一般論は別として、上記で述べたとおりの本件に関する事情を踏まえれば、本件事故に基づく精神的損害額の算定に当たっては、被告東京電力の過失の有無の審理は実質的に必要がないというべきである。

第4 結論

以上のとおり、原告らが被告東京電力に対して民法709条に基づく損害賠償請求をすることができないことは明らかであり、被告東京電力の過失責任を明らかにする必要があるという原告らの主張には実体法上はもちろん訴訟法的観点からも全く理由がないから、民法709条に基づく原告らの主張はその余の点を判断するまでもなく、すべて失当である。

以 上